グラウンド・ゴルフのルール

第１章── エチケット

第１条

競技者は自分の競技が終ったら、すみやかに次の競技者の妨げにならない場所に行く。

第２条

競技者が打つ前後は、話したり、球やポストの近くにあるいは球またはポストの直後に立ったりしてはならない。また、自分たちの前を行く組が終わらなくては、球を打ってはならない。

第３条

競技者は、自分の作った穴や足跡を全即直して行かなければならない。

第２章── 競技に関する規則

第４条 ゲーム

グラウンド･ゴルフのゲームは、所定のボールをきめられた打順にしたがってスタート位置から打ち始め、ホールポストに入れるまでの（入って静止した状態を〝トマリ〟という。以下同じ）打数を競うものである。

第５条 用　具

スティック･ボール･ホールポストはグラウンド・ゴルフ用を使用すること。

第６条 競技中の練習

競技中は競技者はいかなる打球練習も行なってはならない。本条の反則は１打付加する。

第７条 援　助

競技者は打つとき物理的援助、あるいは風雨の防護を求めたり受けたりしてはならない。本条の反則は１打付加する。

第８条 球はあるがままの状態で競技する

球が長い草、または木のしげみなどの中にあるときは、球の所在と自己の球であることを確かめる限度においてのみ、これらのものにふれることができ、草を刈ったり、木の枝を折ったりしてはいけない。本条の反則は１打付加する。

第９条 球の打ち方

(1)競技者が１打で球を２回打ったときは、２打と数える。ただし、から振りの場合は打数に数えない。
(2)競技者は打つときに地面をしっかり踏むことはできるが、足場を木などで作ってはいけない。本条の反則は１打付加する。

第10条 紛失球とアウト球

球が紛失したり、コース外（みぞなどに落ちた場合）に出たときは競技者は１打付加し、動かしたその位置からできるだけホールに近よらないで、打球可能な箇所に球をおいて次の打を行わなければならない。

第11条 競技の妨げになる球

競技の妨げになる球は、一時的に取り除くことを要求することができる。取り除くのは、球の持主が行う。その際、ホールに対して球の後方にマークし取り除かなければならない。ただし、30m以上のコースの１打目は除く。

第12条 同伴競技者の球に当たった場合

競技者の球が同伴者の球に当たったならば、球の止まったところから競技を続け、同伴競技者の球は元の位置にかえす。

第13条 止まった球が風によって動いたとき

風によって球が動いたら、動いて静止した場所から競技する。なお、ホールポストに入った場合は〝トマリ〟とする。

第14条 第１打がホールポストに入った場合

１打目で〝トマリ〟となったときは、その競技者の合計打数から３打差引いて計算する。

第３章── コースに関する規則

第15条 コースの選定

コースは、グラウンド・野球場・河川敷など広い場所が好ましい。

第16条 標準コース

ポストは内回りコース４ポスト、外回りコース４ポスト計８ポストを原則とする。（標準コース図参照）